

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により同意を求める。

令和5年6月30日提出

今治市長 徳永繁樹

記

今治市 矢野丈一

今治市 渡邊節夫

今治市 大澤讓兒

今治市 井出秀司

今治市 近藤徹也

今治市

高 宮 出

今治市

益 田 志 郎

今治市

竹 田 清 隆

今治市

越 智 信 彦

今治市

渡 部 弥 栄

今治市

越 智 千 保 子

今治市

新 居 田 守

今治市

渡 部 正 義

今治市

村 上 晋 太 郎

今治市

岡 田 勝 利

今治市

河 野 哲 也

今治市 白石義廣

今治市 藤原清久

今治市 木村誠

今治市 近松安文

今治市 岡林興通

今治市 桑田誠

今治市 藤井進也

今治市 青木久子

「理由」

農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。